
- 住宅修理に伴う悪質商法に注意！
- 始めてみませんか？子ども達を見守る「ながら見守り活動」



■ 住宅修理に伴う悪質商法に注意！

地震や水害、雪害などの自然災害に見舞われると、それに便乗した悪質商法が発生します。

突然、業者の者が家を訪れ、「屋根に不具合がないか無料で点検している」、「火災保険を使って自己負担なく修理ができる」などと言い、結果的に必要のない工事をされ、多額の代金や高額な違約金を請求してくるケースがあります。



県内の相談事例

消費者（一人暮らしの高齢者）が、「火災保険代理店」を名乗る事業者の訪問を受け、「豪雪による住宅の損傷があれば火災保険で修繕ができます。無料で調査します。」など言われたことから、了承して調査してもらったところ、「雨どいが曲がっている」などと説明され、

火災保険申請のサポート契約（代理申請）を結びました。

その後、事業者が保険金の申請をしたものの、消費者は、保険会社から「この内容では申請は受けられない」と説明されたため、保険金申請の取り下げを行ったところ、事業者から、**高額な違約金（見積金額の10%）**を支払うよう要求されてしまいました。



こんなケースは注意！

- ① 家屋の無料点検や診断、見積り等をしたうえで「**保険金の範囲で修理ができる。申請の手伝いもする。**」等と言って住宅工事や保険金申請サポート契約を勧誘された。
- ② 保険金申請サポート契約に**高額な手数料が発生**することの説明が不十分だった。
- ③ 「無料診断でポイントが付与される」という広告を見て申し込んだところ、「ポイントが付与するためには、**診断の前に保険金申請サポート契約が必要**」と言われた。



消費者トラブルに巻き込まれたり、困ったことが起きてしまった場合は、

消費者ホットライン「188」

（最寄りの消費生活センター等をご案内します）

警察相談専用電話「#9110」

（けいさつ相談室につながります）

一人で悩まず相談することが解決への第一歩

被害に遭わないために注意すること

① 不要・不審な勧誘はきっぱり断る。

⇒ 突然の訪問でも、その場で契約せず、しつこく契約を迫る業者には特に注意しましょう。

② 値引きや無料という言葉に惑わされない。

⇒ 大幅な値引きや無料点検という甘い言葉に惑わされないようにしましょう。

③ すぐに契約せず、修理を検討する際は複数社から見積もりを取る。

⇒ 屋根の状態は専門業者でないとわかりません。

調査や診断は、口コミや信頼できる業者数社に見てもらおうようにしましょう。

④ 保険申請する場合は、保険会社や保険代理店に相談する。

⇒ 保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。

事業者から勧誘されても、まずは、自身が加入している保険会社や保険代理店等に直接相談するようにしましょう。

■ 始めてみませんか？子ども達を見守る「ながら見守り活動」

多様な世代や事業者が日常生活の機会に気軽に実施できる「ながら見守り活動」を知っていますか？

この「ながら見守り活動」は、登下校時等の子ども達の安全確保のため、

営業等の事業活動をしながら
日常生活（ウォーキングやジョギング、買い物、犬の散歩、
花の水やり等）を行いながら

防犯の視点を持って子ども達を見守るものです。

「防犯活動」と聞くと、計画を立てて行わなければいけないなどのイメージがあるかもしれませんが、この日常生活を行いながら見守りを行う「ながら見守り活動」も立派な防犯活動です。

皆さんも子ども達を守るためにできることから防犯活動を始めてみませんか？

県では、防犯パトロールに取り組む際のノウハウを提供するため、「防犯パトロールの手引き」を作成しています。
必要な場合は、下記記載の県民生活課まで、メール又はお電話をいただければお送りします。
1部から100部単位でご相談に応じます。
お気軽にご連絡ください。



▼ 編集・発行：新潟県 県民生活課 消費とくらしの安全推進班 安全・安心なまちづくり担当
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
TEL 025-280-5249 FAX 025-283-5879 E-MAIL ngt010230@pref.niigata.lg.jp
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1203872471587.html>
